

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1037 号（諮問第 1684 号）

件名：告訴状の写し等の不開示（適用除外）決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 11 月 22 日及び同月 26 日

2 原処分

令和 3 年 12 月 6 日（不開示（適用除外）決定）

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）の適用を受ける行政文書に該当しないことを理由として不開示とした。

3 審査請求

令和 4 年 1 月 28 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 1 日

5 答申

令和 5 年 2 月 24 日

6 審査会の結論

教育委員会が、本件行政文書について、条例の適用を受ける行政文書に該当しないことを理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 条例第 29 条該当性について

ア 実施機関は、本件行政文書について、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 53 条の 2 に規定する訴訟に関する書類及び押収物に該当することから、条例第 29 条により条例の規定は適用されないとして、不開示決定をしている。

イ 条例第 29 条は、法令の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）の規定が適用されない行政文書については、情報公開法との整合性を図る必要があることから、条例の規定を適用しないことを定めたものである。

そして、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項の規定により、「訴訟に関する書類及び押収物」については、情報公開法の規定は適用しないとされている。

ウ 刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項の「訴訟に関する書類及び押収物」とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得した書類及び刑事訴訟法に基づき捜査機関が差押え又は領置したものであると解され、同条がこれらを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正さは、司法機関である裁判所により、確保されるべきであること、②刑事訴訟法第 47 条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第 53 条及び刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法第 40 条、第 47 条、第 53 条、第 299 条等及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類等は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるとされている。

エ 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件行政文書は、平成 29 年度から令和元年度の間に関西県立 A 高等学校（以下「A 高等学校」という。）で発生した同校事務長による 45 件の私費会計の着服事件について、A 高等学校で作成又は取得され、当該事件の調査に当たり教育委員会総務課が複製し取得したものであり、本件行政文書のうち別記に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。別記に掲げる文書 2 も同様とする。）は、警察に押収された支出の証拠書類及び警察から交付された押収品目録交付書であり、文書 2 は、告訴状の写しであるとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は、本件の着服事件に関して作成又は取得した書類及び捜査機関が差押え又は領置したものであることから、いずれも「訴訟に関する書類及び押収物」に該当することが認められた。

審査請求人は、審査請求書において、すでに関係する訴訟は終わっており、押収物は返却されていることから、本件行政文書を開示すべき旨を主張しているが、前記ウに記載した刑事確定訴訟記録の保存制度の趣旨を踏まえると、「訴訟に関する書類及び押収物」の性質は当該事件が確定した後も変わるものではなく、ある文書がひとたび「訴訟に関する書類及び押収物」に該当することとなった以上は、当該文書はその後も引き続き刑事訴訟手続における閲覧等に関する法令の規律に服するものと解される。

また、審査請求人は、反論書において、本件行政文書がコピー等であれば、開示できる旨を主張しているが、刑事訴訟法において訴訟に関する書類及び証拠物の謄写が許容されている一方で、それにより作成された写しも刑事訴訟手続に関する法令の規律に服することや原本の内容との同一性を考慮すれば、複製された文書についても「訴訟に関する書類及び押収物」に該当すると解される。

オ よって、本件行政文書は、刑事訴訟法第 53 条の 2 第 1 項の規定により情報公開法の規定が適用されない行政文書であることから、条例第 29 条に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の条例第 29 条該当性については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書 1 2021. 11 月 19 日発表「県立高元事務長 着服」について

① 着服についての事実関係について

45 回の架空請求の請求書

③ 押収資料について

文書 2 告訴状の写し